

京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱実施細則

(用語)

第1条 この細則で使用する用語は、京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱（以下「要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(排出抑制基準)

第2条 要綱第5条に規定する排出抑制基準は、別表第1のとおりとする。

(測定方法)

第3条 ばいじん等の濃度の測定方法は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(特定小型焼却炉設置計画書の届出)

第4条 要綱第7条第1項の規定による届出は、特定小型焼却炉設置計画書（別記様式）により行う。

(特定小型焼却炉の設置に関する指導内容)

第5条 要綱第7条第2項の規定による指導は、特定小型焼却炉の構造については別表第4により、特定小型焼却炉の維持管理については別表第5に基づき行うものとする。

附 則

この細則は、平成11年5月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和2年4月17日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年7月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

特定小型焼却炉に係るばいじんの濃度及びダイオキシン類の濃度の排出抑制基準

設置時期に関する区分	ばいじん (g/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
平成11年4月30日までに設置されたもの	0.25	10
平成11年5月1日以降に設置されたもの	0.15	5

- (1) 平成11年4月30日までに設置された特定小型焼却炉については、ばいじん及びダイオキシン類に係る排出抑制基準は平成12年3月31日まで適用しない。
- (2) 平成11年4月30日までに設置された特定小型焼却炉については、ダイオキシン類に係る排出抑制基準の適用は、平成12年4月1日から平成14年11月30日までは、同表中「10」とあるのは、「80」と読み替える。

備考 この表に掲げるばいじん及びダイオキシン類の濃度は、次式により算出した濃度とする。

$$C = \{(21 - 12) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : ばいじんの濃度 (g/m³N) 及びダイオキシン類の濃度 (ng/m³N)

O_s : 排ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合には20%とする)

C_s : 排ガス中のばいじんの濃度 (g/m³N) 及びダイオキシン類の濃度 (ng/m³N)

別表第2（第3条関係）

特定小型焼却炉に係るばいじんの濃度の測定方法

項 目	測 定 方 法
ば い じ ん	日本産業規格 Z 8808に定める方法

備考 測定頻度は、おおむね年1回以上とする。

別表第3（第3条関係）

特定小型焼却炉に係るダイオキシン類の濃度の測定方法

項 目	測 定 方 法
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1号の規定に準じる。

備考 測定頻度は、年1回以上とする。

別表第4（第5条関係）

【特定小型焼却炉の構造に関する指導内容】

- (1) 完全燃焼の確保を図るため、燃焼室は次に示す構造を有すること。
 - ア 燃焼室で発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できること。
 - イ 燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で、十分滞留できること。
 - ウ 燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上の状態にし、及びこれを保つための助燃装置が設けられていること。
 - エ 燃焼に必要な空気を供給することができる設備（供給空気量を調整する機能を有すること。）が設けられていること。
- (2) 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (3) 燃焼ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

なお、湿式の処理設備を設置する場合は、その洗浄水の飛散及び流出により周辺環境への影響を生じさせないようにすること。
- (4) ばいじん及び焼却灰の適正な管理を図ることができる構造を有すること。
 - ア ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。
 - イ 灰出し設備は、ばいじん及び焼却灰が飛散し、又は流出しない構造のものであること。
- (5) 周辺への配慮を行うこと。
 - ア 煙突の位置及び高さについては、排ガスによる周辺への影響に配慮すること。
 - イ 排ガスの測定口を適切な位置に設置すること。
- (6) その他有することが望ましい構造及び設備に関する内容
 - ア 燃焼室の構造は、外気と遮断された状態であること。
 - イ 集じん機に流入する燃焼ガスの温度がおおむね200℃以下に冷却されていること。

別表第5（第5条関係）

【特定小型焼却炉の維持管理に関する指導内容】

- (1) 燃焼物の管理を適正に行うこと。
 - ア 燃焼物は、焼却能力以上に過剰投入しないこと。
 - イ プラスチック類は燃焼物に混入しないよう分別に努めること。
- (2) 適正な維持管理を行い、完全燃焼の確保を図ること。
 - ア 燃焼物は投入口からばいじんが飛散しないように投入すること。
 - イ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。
 - ウ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の温度を速やかに上昇させること。
 - エ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の温度を高温に保ち、燃焼物を燃焼し尽すこと。
- (3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (4) 燃焼ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、排ガス処理設備の維持管理に努めること。

なお、湿式の処理設備を設置する場合は、その洗浄水の飛散及び流出により周辺環境への影響を生じさせないように維持管理に努めること。

 - ア 燃焼ガスを排ガス処理設備に確実に導入し、適正に稼働させること。
 - イ 排ガス処理設備等のばいじんを定期的に除去すること。
- (5) ばいじん及び焼却灰の適正な維持管理に努めること。
 - ア ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。
 - イ ばいじん及び焼却灰が、飛散及び流出しないよう灰出し、貯留を行うこと。
- (6) 維持管理体制の確立を図ること。
 - ア 適正な維持管理を行うための管理体制を整備すること。
 - イ 運転管理マニュアルを作成し、これに基づき適正に管理すること。
 - ウ 定期的な保守点検を行うこと。
 - エ 維持管理、保守点検等の記録を行い、3年間保存すること。
- (7) その他努めることが望ましい維持管理に関する内容
 - ア 燃焼室内と外気とが遮断された状態で燃焼させること。
 - イ 焼却灰の熱しやく減量が10パーセント以下になるよう焼却すること。
 - ウ 集じん機に流入する燃焼ガスの温度を冷却する設備を設けている場合は、適正に稼働させること。

別記様式（第 4 条関係）

特 定 小 型 焼 却 炉 設 置 計 画 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)
電話 ー	

京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱第 7 条 第 1 項の規定により届け出ます。	
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地	京都市 区
工 場 又 は 事 業 場 の 名 称	
工場又は事業場の管理責任者氏名	
業 種	
特定小型焼却炉の焼却能力	kg/時
特定小型焼却炉の 火格子面積又は火床面積	m ²
製造メーカー名及び型式	
主 な 燃 焼 物	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
付 近 見 取 図	別添のとおり
特定小型焼却炉の配置図	別添のとおり
ばい煙の処理方法の概要	別添のとおり
そ の 他 必 要 な 図 書	別添のとおり
届 出 年 月 日	※ 年 月 日

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

注 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。